

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会処務規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改める。

令和 5 年 3 月 28 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人事主管課長 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの人事を主管する課長として、それぞれに掲げる教育部の課長をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県立の高等学校及び中学校の職員（事務職員等を除く。） 高校教育課長</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人事主管課長 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの人事を主管する課長として、それぞれに掲げる教育部の課長をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県立の高等学校及び中学校 <u>（静岡県立ふじのくに中学校（以下「ふじのくに中学校」という。）を除く。）</u> の職員（事務職員等を除く。） 高校教育課長</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>ふじのくに中学校の職員（事務職員等を除く。）</u> 義務教育課長</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。